

被害の受忍を被災者に強要してはならない 政府と東電は被災者救済・復興に全力をあげよ！

東日本大震災、東京電力福島第一原発事故から 5 年、復興に向けて被災者の懸命な努力が続いています。震災・津波・原発事故の傷跡は大きく、全国で 17 万 4 千人、福島では 10 万人近くの人々が避難を強いられています。復興の道半ばにもかかわらず、政府は「5 年間の集中復興期間終了」として、支援、復興策の縮小・打ち切りをはかっています。困難をかかえる被災者にさらに負担を強いることは絶対にやってはなりません。政府と東電は、被災者救済・復興に全力をあげるよう強く求めます。

日本被団協は、震災、原発事故直後から、政府に被災者救済を強く求めてきました。「福島原発の事故による被害者には、もれなく健康管理手帳を交付し、年 1 回以上の定期検診を国の責任で行なうこと」と政府に再三要請してきました。放射線の影響を最小限にいとめるためには、長期の健康管理が欠かせないからです。政府は、いまだに実行していません。一日も早く健康管理手帳を交付するよう重ねて強く求めます。

福島原発の事故は、いまだに終息のめどが立たない一方で、政府は各地の原発の再稼働を強行しています。その一つである高浜原発 3、4 号機について、大津地裁は「過酷事故対策などで危惧すべき点がある」として、運転差し止め仮処分を決定しました。原発再稼働の危うさの警告であり、政府・電力会社の対応が厳しく問われます。

東電は、被災者の「営業損害」への賠償や「風評被害」賠償を打ち切る動きを強め、自治体の損害賠償請求への支払いは 1~3 割程度にとどまり、復興の大きな障害となっています。

「エネルギー、電力政策を、原子力依存型から、再生可能エネルギーの研究、開発、利用に大転換すること」

「原発事故の深刻さに学び、核兵器の廃絶をすすめること。軍事的対応によって日本の安全を守るという発想をやめ、憲法第 9 条に則り、人類共存をめざす外交最優先の平和・安全政策に転換すること」

上記のような私たちの要請に反して、現政権は、原発の再稼働を強行し、核保有国のインドと原子力協定を結び、憲法 9 条を踏みにじる安保関連法（戦争法）を強行成立させて、安倍首相は在任中の憲法 9 条改定を公言しています。

政府が震災・原発事故の被災者、国民の安全を真に守る政策へ大転換するよう私たち被爆者も力をつくすことを重ねて表明します。

2016 年 3 月 11 日

日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）